

吸わない人に吸わせていませんか？ あなたの煙を



なくそう！望まない受動喫煙

受動喫煙とは、自分の意思とは関係なくたばこの煙にさらされてしまうことです。受動喫煙が健康に悪影響を与えることは科学的に明らかにされており、肺がんや脳卒中、虚血性心疾患などの病気のリスクが高まることが分かっています。たばこの先端から発生する「副流煙」は、吸い口のフィルター部分から吸い込む「主流煙」に比べ、ニコチン・一酸化炭素などの有害物質が多く含まれており、受動喫煙による健康被害の主な要因となっています。



喫煙できる施設など(屋内は原則禁煙)

- ▶ **第一種施設(医療機関、大学、児童福祉施設、行政機関など)**が屋外に設置した所定の喫煙場所
区有施設は原則禁煙となっており、要件を満たした屋外の喫煙場所のみ喫煙が可能です。
- ▶ 喫煙室などを設置している飲食店
 - 喫煙専用室(たばこを吸うための部屋)
 - 加熱式たばこ専用喫煙室(加熱式たばこのみ吸うことができる部屋(飲食など可))
 - 喫煙可能室(たばこを吸いながら飲食などができる部屋や店)
- ▶ **第一種施設および飲食店以外の施設(会社、事務所、娯楽施設、運動施設、ホテルなど)**
 - 喫煙専用室(たばこを吸うための部屋)
 - 加熱式たばこ専用喫煙室(加熱式たばこのみ吸うことができる部屋(飲食など可))
 - 喫煙目的室(シガーバーなど、喫煙を主目的とした部屋・店)
- ▶ **その他**
 - ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の客室は、喫煙可能な客室であれば、たばこを吸うことができます。
 - 住居やベランダ、入居施設の個室など、人の居住する場所は規制対象外ですが、周りの状況に配慮し、受動喫煙を生じさせないようにする義務が定められています。

改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例により、飲食店をはじめとする施設の屋内は原則禁煙となり、決められた場所以外では喫煙ができません。また、20歳未満の方の喫煙場所への立ち入りは禁止されています。

詳しくは、区ホームページをご覧ください。【担当課】健康づくり課



▲区ホームページ

施設管理者の方へ 標識の掲示義務について

●飲食店の場合

店頭と喫煙室の出入口に標識を掲示する義務があります(禁煙の場合も店頭表示が必要)。

令和3年3月31日時点で、区内飲食店の半数近くが全面禁煙です。

●その他施設の場合

屋内に喫煙できる場所がある場合、施設と喫煙室の出入口に標識を掲示する義務があります。



▲標識の見本

喫煙者の方や灰皿を設置する管理者の方へ

改正健康増進法では屋外・屋内問わず望まない受動喫煙が生じないように配慮しなければならないことが規定されています。これは喫煙者のみならず、灰皿を設置する施設を管理する方も対象です。喫煙をする際や灰皿を設置する際は、周囲に望まない受動喫煙が生じないように配慮をお願いします。

喫煙所を利用される方へ

喫煙所を利用する際は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のとおり注意してください。

- ▶ 1m以上距離を空ける
- ▶ 向かい合って喫煙しない
- ▶ 喫煙所内で会話をしない
- ▶ 利用時間は極力短くする
- ▶ 混んでいる場合は利用を控える(順番に利用する)
- ▶ 利用時に飲食を行わない

ご相談ください

規制内容に関する相談、喫煙室の設置に関する届け出の受け付けや支援サービスの案内などを紹介します。

なお、事業者からの相談に対して窓口で解決できない場合は、アドバイザーを派遣し、現地での相談対応や喫煙室の基準の確認を行うなどの支援を行っています。

【問い合わせ】受動喫煙対策事業相談窓口
(青戸4-15-14健康プラザかつしか内)
☎03-5680-2100

葛飾区緑化推進功労者に 感謝状を贈呈しました

緑化推進活動を通じて、地域の環境保全や緑化推進の指導・普及に努められている個人または団体の方の功績をたたえ、感謝の意を表すために、毎年感謝状を贈呈しています。

今年度は9人の方を緑化推進功労者として決定し、7月7日に感謝状贈呈式を行いました。【担当課】環境課 ☎03-5654-8239

【令和3年度功労者(敬称略・50音順)】

- ▶ 青山博光
- ▶ 池上倫子
- ▶ 石成茂治
- ▶ 磯貝五十鈴
- ▶ 越澤武士
- ▶ 小島佐智子
- ▶ 圓谷七郎
- ▶ 西村國輔
- ▶ 柳信輔



水元生きものガイドウォーク

水元かわせみの里周辺で見られる季節の生き物を、解説しながら案内します。

【日時】

- ▶ 午前の部/午前11時~11時30分
 - ▶ 午後の部/午後1時30分~2時
- 直接会場へ(先着順)。雨天中止。

月曜日(祝日の場合は翌平日)やイベントのある日は開催しません。詳しくはお問い合わせください。

【定員】各回10人程度

【会場・問い合わせ】

水元かわせみの里
(水元公園8-3)
☎03-3627-5201

【担当課】環境課



ヘルプカードは、障害のある方が困った時に手助けを求めるためのものです。カードを持っている人が困っていたら、ひとこと声を掛けてみましょう。ちょっとした手助けが安心につながります。【担当課】障害福祉課 ☎03-5654-8302